



〔公 告〕

諸事項

○建設省令第四号

府令・省令

裁判所
公示催告、除権判決、破産、免責関係

特殊法人等
端末機器技術基準適合認定等関係

地方公共団体
公債償還(埼玉県)関係

会社その他
会社決算公告

三
五号) 第四条第五項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成十二年十一月十五日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 福田 康夫
建設大臣 林 寛子

二
一奏
三
二卷
三
改正する。
道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

建設省令第二号) の一部を次のように

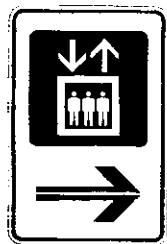
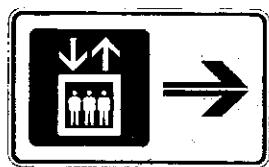
別表第一案内標識の部分に次のように加える。

便所	路面電車停留場	乗合自動車停留所	傾斜路	エレベーター	エレベーター
(126-A~C)	(125-A~C)	(124-A~C)	(123-A~C)	(122-A~C)	(121-A~C)
便所が設置されている場所を示す必要がある地点	路面電車停留場が設置されている場所を示す必要がある地点	乗合自動車停留所が設置されている場所を示す必要がある地点	傾斜路が設置されている場所を示す必要がある地点	エスカレーターが設置されている場所を示す必要がある地点	エスカレーターが設置されている場所を示す必要がある地点

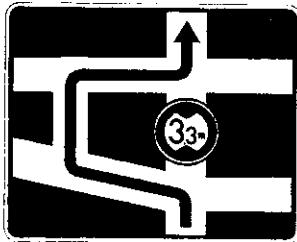
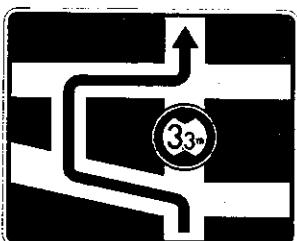
テレビ朝日ヘリポートの施設変更に関する公聴会(東京航空局)

〔官庁報告〕

公聴会

エレベーター
(121-A)エレベーター
(121-B)エレベーター
(121-C)

別表第二案内標識の部分中

まわり道
(120-B)まわり道
(120-B)傾斜路
(123-A)エスカレーター
(122-A)傾斜路
(123-B)エスカレーター
(122-B)傾斜路
(123-C)エスカレーター
(122-C)

乗合自動車停留所

(124-A)



路面電車停留場

(125-A)

乗合自動車停留所

(124-B)



路面電車停留場

(125-B)

乗合自動車停留所

(124-C)



路面電車停留場

(125-C)

便 所

(126-A)



便 所

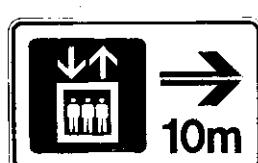
(126-B)



便 所

(126-C)

に改める。
別表第二の備考一の「[1]中24を30とし、15から23までを六つずつ繰り下げ、14を17とし、同表の備考一の「[1]の17の次に次のように加える。
18 「エレベーター」、「エスカレーター」、「傾斜路」、「乗合自動車停留所」、「路面電車停留場」及び「便所」を表示する案内標識の標示板には、必要がある場合は、次に図示したものに準じて当該施設の設置場所までの距離を表示することができる。



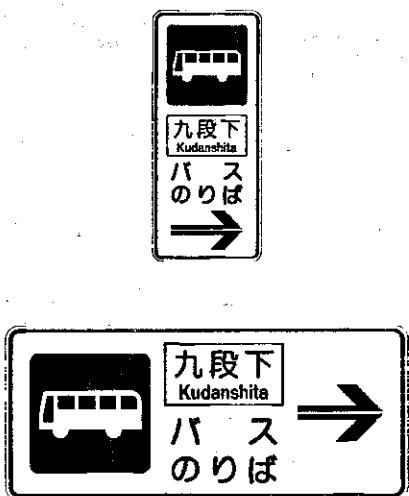
19 「エスカレーター」を表示する案内標識の標示板には、必要がある場合は、次に図示したものに準じて昇降方向を表す矢印を表示することができる。



20 「乗合自動車停留所」及び「路面電車停留場」を表示する案内標識の標示板には、必要がある場合は、次に図示したものに準じて当該停車所の名称を表示することができる。



別表第一の備考一の〔中12を14とし、同表の備考一の〔〕の11の次に次のように加える。
12 「著名地点」を表示する案内標識の標示板には、必要がある場合は、次に図示したものに準じて、日本字の左又は右に車いすを使用している者その他の高齢者、身体障害者等の円滑な通行に適する道路を経由する旨を表す記号を表示することができる。



別表第一の備考一の〔〕の13の図の部分を次のように改める。

13 「著名地点」を表示する案内標識には、必要がある場合は、当該案内標識の位置、当該案内標識が表示する著名地点の位置及び表示する必要のある立体横断施設その他の施設の位置を表示する地図（その略図を含む。）を附置することができる。



別表第一の備考一の〔〕の10中 及び 都道府県道番号
〔121-A・B〕 「エレベーター」
〔121-C〕 「エスカレーター」
〔122-A・B〕 「エスカレーター」
〔122-C〕 「傾斜路」
〔123-A・B〕 「傾斜路」
〔123-C〕 「及び 便所」
〔118の2-A〕 「を、都道府県道番号」

〔118の2-A〕 「に改める。
〔126-C〕 「」
〔126-A・B〕 「」

別表第二の備考一の〔〕の1に次のように加える。
〔121-A・B〕 「」
〔121-C〕 「エレベーター」
〔122-A・B〕 「エスカレーター」
〔122-C〕 「傾斜路」
〔123-A・B〕 「傾斜路」
〔123-C〕 「及び 便所」
〔118の2-A〕 「に改める。
〔126-C〕 「」
〔126-A・B〕 「」

別表第二の備考一の〔中13を15とし、同表の備考一の〔〕の15の次に次のように加える。

16 「駐車場」、「エレベーター」、「傾斜路」及び「便所」を表示する案内標識の標示板には、必要がある場合は、次に図示したものに準じて車いすを使用している者その他の高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適する施設である旨を表す記号を表示することができる。

するものについては、記号を青色の地に白色、矢印及び縁線を青色、縁及び地を白色とする。

(19) 「乗合自動車停留所」及び「路面電車停留場」を表示するものについては、文字、矢印及び緑線を青色、記号を青色の地に白色、緑及び地を白色とする。

附則

この命令は、平成十二年十一月十五日から施行する。

省令

○建設省令第四十号
高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)第十条第二項の規定に基づき、道路の構造に関する基準を次のように定める。

平成十二年十一月十五日

建設大臣 林 寛子

重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 歩道等(第三条・第十条)

第三章 立体横断施設(第十一条・第十六条)

第四章 乗合自動車停留所(第十七条・第十八条)

第五章 路面電車停留場等(第十九条・第二十条)

第六章 自動車駐車場(第二十二条・第三十二条)

第七章 移動円滑化のために必要なその他の施設等(第三十三条・第三十七条)

附則
第一章 総則(趣旨)
第一条 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(以下「法」という)第十条第二項の規定に基づく重点整備地区における移動円滑化のため必要な道路の構造に関する基準は、道路法(昭和二十七年法律第三百二十号)、道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)及び道路構造令施行規則(昭和四十六年建設省令第七号)に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

(用語の定義)
第二条 この省令における用語の意義は、法第二条、道路交通法(昭和三十五年法律第五百五号)第二条(第四号及び第十三号に限る)及び道路構造令第二条に定めるもののほか、次に定めるところによる。

第五条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。

ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第六条 歩道等の縦断こう配は、五パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合には、八パーセント以下とすることができる。

(こう配)

第七条 歩道等(車両乗入れ部を除く)の横断こう配は、一パーセント以下とするものとする。ただし、前条第一項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、二パーセント以下とすることができる。

(歩道等と車道等の分離)

第八条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩(以下「車道等」という)又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

(歩道)

第九条 歩道等(車両乗入れ部及び横断歩道)に接続する道路(自転車歩行者道)を設ける道路を除く)には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第十条 歩道の有効幅員は、道路構造令第十一条第三項の表に掲げる道路の区分に応じてそれぞれ同表の歩道の幅員の欄に定める値以上とするものとする。

(歩道)

第十一条 法第二条第七項第二号の特定経路を構成する道路には、高齢者、身体障害者等の移動の円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、身体障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設(以下「移動円滑化された立体横断施設」という)を設けるものとする。

(立体制横断施設)

第十二条 移動円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

(エレベーター)

第十三条 移動円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(立体制横断施設)

第十四条 前項の規定にかかるわらす、かこの出入口が複数あるエレベーターであつて、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかこの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る)にあつては、内法エスカレーターを設けるものとする。

(エスカレーター)

第十五条 前号の規定にかかるわらす、かこの出入口があつては、内法奥行きは一・五メートル以上とする。

(内法奥行き)

第十六条 前号の規定にかかるわらす、かこの出入口があつては、内法奥行きは一・五メートル以上とする。

(内法奥行き)

第十七条 前号の規定にかかるわらす、かこの出入口があつては、内法奥行きは一・五メートル以上とする。

(内法奥行き)

第十八条 前号の規定にかかるわらす、かこの出入口があつては、内法奥行きは一・五メートル以上とする。

(内法奥行き)

第十九条 前号の規定にかかるわらす、かこの出入口があつては、内法奥行きは一・五メートル以上とする。

(内法奥行き)

第二十条 前号の規定にかかるわらす、かこの出入口があつては、内法奥行きは一・五メートル以上とする。

(内法奥行き)

第二十一条 前号の規定にかかるわらす、かこの出入口があつては、内法奥行きは一・五メートル以上とする。

(内法奥行き)

第二十二条 前号の規定にかかるわらす、かこの出入口があつては、内法奥行きは一・五メートル以上とする。

(内法奥行き)

第二十三条 前号の規定にかかるわらす、かこの出入口があつては、内法奥行きは一・五メートル以上とする。

(内法奥行き)

第二十四条 前号の規定にかかるわらす、かこの出入口があつては、内法奥行きは一・五メートル以上とする。

(内法奥行き)

第二十五条 前号の規定にかかるわらす、かこの出入口があつては、内法奥行きは一・五メートル以上とする。

(内法奥行き)

第二十六条 前号の規定にかかるわらす、かこの出入口があつては、内法奥行きは一・五メートル以上とする。

(内法奥行き)

(車両乗入れ部)
第十条 第四条の規定にかかるわらす、車両乗入れ部のうち第六条第二項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、二メートル以上とするものとする。

(立体制横断施設)

第一項の規定にかかるわらす、かこの出入口があつては、内法奥行きは一・五メートル以上とする。

(内法奥行き)

第二項の規定にかかるわらす、かこの出入口があつては、内法奥行きは一・五メートル以上とする。

(内法奥行き)

第三項の規定にかかるわらす、かこの出入口があつては、内法奥行きは一・五メートル以上とする。

(内法奥行き)

第四項の規定にかかるわらす、かこの出入口があつては、内法奥行きは一・五メートル以上とする。

(内法奥行き)

第五項の規定にかかるわらす、かこの出入口があつては、内法奥行きは一・五メートル以上とする。

(内法奥行き)

第六項の規定にかかるわらす、かこの出入口があつては、内法奥行きは一・五メートル以上とする。

(内法奥行き)

第七項の規定にかかるわらす、かこの出入口があつては、内法奥行きは一・五メートル以上とする。

(内法奥行き)

第八項の規定にかかるわらす、かこの出入口があつては、内法奥行きは一・五メートル以上とする。

(内法奥行き)

第九項の規定にかかるわらす、かこの出入口があつては、内法奥行きは一・五メートル以上とする。

(内法奥行き)

第十項の規定にかかるわらす、かこの出入口があつては、内法奥行きは一・五メートル以上とする。

(内法奥行き)

第十一項の規定にかかるわらす、かこの出入口があつては、内法奥行きは一・五メートル以上とする。

(内法奥行き)

第十二項の規定にかかるわらす、かこの出入口があつては、内法奥行きは一・五メートル以上とする。

(内法奥行き)

第十三項の規定にかかるわらす、かこの出入口があつては、内法奥行きは一・五メートル以上とする。

(内法奥行き)

第十四項の規定にかかるわらす、かこの出入口があつては、内法奥行きは一・五メートル以上とする。

(内法奥行き)

第十五項の規定にかかるわらす、かこの出入口があつては、内法奥行きは一・五メートル以上とする。

(内法奥行き)

第十六項の規定にかかるわらす、かこの出入口があつては、内法奥行きは一・五メートル以上とする。

(内法奥行き)

第十七項の規定にかかるわらす、かこの出入口があつては、内法奥行きは一・五メートル以上とする。

(内法奥行き)

第十八項の規定にかかるわらす、かこの出入口があつては、内法奥行きは一・五メートル以上とする。

(内法奥行き)

第十九項の規定にかかるわらす、かこの出入口があつては、内法奥行きは一・五メートル以上とする。

(内法奥行き)

第二十項の規定にかかるわらす、かこの出入口があつては、内法奥行きは一・五メートル以上とする。

(内法奥行き)